

『令和5年中の農地賃借料』の情報提供

令和6年3月
燕市農業委員会

過去1年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料のデータを基に、区分ごとに平均額(数量)・最高額(数量)・最低額(数量)を算出し、情報提供します。

令和5年1月から12月までの間に、締結(公告)された田(水稻)の賃貸借(利用権など)の設定を行った、農地に係る賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりとなっています。

この情報は、参考として提供するものです。農地の賃貸借契約を締結する場合は、貸し手・借り手の両方で協議のうえ「賃借料」を決めてください。

【農地区分：田(水稻)の部】

地域名	支払方法	平均額(数量) (10アール当たり)	最高額(数量) (10アール当たり)	最低額(数量) (10アール当たり)	参考 (筆数)	
燕市	金納	18,300円	40,000円	8,600円	2,262筆	
	物納	100kg	180kg	60kg	21筆	
地区別	燕地区	金納	17,800円	40,000円	15,000円	636筆
		物納	100kg	180kg	60kg	21筆
	吉田地区	金納	18,700円	21,000円	8,600円	1,221筆
		物納	—	—	—	—
	分水地区	金納	18,600円	38,000円	10,000円	405筆
		物納	—	—	—	—

上記金額(数量)は、賃貸借(利用権など)を設定した面積に対する10アール当たりの賃借料水準です。

1. 標準小作料制度は廃止され、農地法第52条に基づく「賃借料情報の提供」となりました。
2. 上記の金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
3. 市内のほ場状況が異なることから、地域の実情に沿った両者間での協議により、賃借料を決定してください。